

# A級継手溶接施工会社認定実施細則

平成 21 年 2 月 26 日 制定

平成 22 年 7 月 22 日 改正

## 1. 目的

本実施細則は、A級継手溶接施工会社認定規定（以下、「認定規定」という）に則り、優良鉄筋溶接会社認定委員会（以下、「委員会」という）が、協会の認定した溶接継手工法を使用する優良鉄筋溶接会社（以下、「申請会社」という）からの申請に基づき、A級継手溶接施工会社として認定するために必要な事項を定める。

## 2. 認定審査の種類

### (1) 新規審査

新たにA級継手溶接施工会社の認定を受けるための審査で、書類審査とする。なお、継手性能確認実験が必要な場合は、審査員の立会により実施する。

### (2) 更新審査

優良鉄筋溶接会社認定期間内にA級継手溶接施工会社が認定期間の延長を行うための審査で、書類審査とする。

### (3) 追加審査

審査において提出書類に疑義があり、委員会が必要と認めた場合に実施する審査。

## 3. 認定申請手続き

申請会社は、次の手続きにより申請しなければならない。

### (1) 申請に必要な提出書類は、規定第4章8.に基づき、次の書類を提出する。

① A級継手溶接施工会社認定申請書（溶A-様式-01）・・・正副各1部

② 本実施細則に定める「A級継手溶接施工会社認定申請時に必要な書類」  
・・・正副各1部

### (2) 申請期間は、随時とする。

### (3) 申請書類の提出については、委員会宛に直接協会へ届けるか、郵送又は宅急便等を利用する。

### (4) 協会は、提出された申請書類等に過不足が無いことを確認する。

### (5) 申請書類等に不備がある場合は、再提出を要求する。なお、委員会で決定した再提出期限までに提出が無い場合は、申請を受け付けない。

### (6) この認定実施細則に定める申請料、審査料及び追加審査料は、申請と同時に協会宛に納付する。なお、納付された料金の返納は、理由の如何を問わず行わない。

## A級継手溶接施工会社認定申請時に必要な書類

| 書類の名称 | 新規申請 | 更新申請 | 備考（作成上の注意事項等） |
|-------|------|------|---------------|
|-------|------|------|---------------|

|                 |   |   |  |
|-----------------|---|---|--|
| 0) 申請書          | ※ | ※ | 溶A-様式-01   |
| 1) 事前調査表        | ※ | ※ | 技量資格者数・施工班数・機器類等の<br>事前確認事項 溶A-様式-02   |
| 2) 申請会社組織体制図    | ※ | ※ |  |
| 3) 従業員名簿        | ※ | ※ |  |
| 4) 優良鉄筋溶接会社認定書  | ○ | ○ | 協会が発行した認定書の写し  |
| 5) A級継手溶接施工要領書  | ○ | ○ | 要領書の写し   |
| 6) A級継手溶接作業手順書  | ○ | ○ | 手順書の写し   |
| 7) 継手性能確認実験報告書  | ○ | — | ①委員会が要求した確認実験データ<br>②実験は審査員立会により実施する。<br>□2007年版 建築物の構造関係技術<br>基準解説書「溶接継手性能判定基<br>準」による。 |
| 8) 工事毎の施工前試験の実績 | — | ○ |  |

※印：優良鉄筋溶接会社認定時点と変更が無い場合は、提出不要とする。

#### 4. 審査及び評価

A級継手溶接施工会社の認定に伴う審査及び評価は、本実施細則5. に定める評価基準に基づき、次による。

- (1) 審査期間は、原則として、申請受理日より1年を超えないこととする。
- (2) 審査内容は、過不足なく提出された申請書及び申請書類等による書類審査とする。  
ただし、提出を受けた申請書類等に疑義がある場合は、追加審査を実施する。

##### ※追加審査の一例

申請会社に出向き、評価基準に基づき、次の審査を実施する。

- 現地面接審査 ・ ・ ・ ・ ・ 4時間程度 申請者指定の事業所内にて実施  
溶接施工現場審査 ・ ・ ・ 溶接施工現場による施工実態を審査

#### 5. 評価基準

申請会社は、A級継手溶接施工要領書（以下、「施工要領書」という）及びA級継手溶接作業手順書（以下、「作業手順書」という）を作成し、適切な鉄筋溶接施工と品質管理が行われていることを「鉄筋溶接継手工法認定実施細則 8. 評価基準」により評価する。

#### 6. 評価内容

上記、評価基準の各項目全てが記載され、満足すること。

#### 7. 是正

認定審査の結果、認定不可以外の指摘事項がある場合は、協会は、是正内容を通知す

ると共に認定を保留とし、申請者は、委員会が定める期間内に速やかに是正の報告書（書式自由）を提出しなければならない。なお、委員会が定める期間内には是正が完了しない場合は、認定を不可とする。

#### 8. 認定の決定と認定通知

- (1) 認定の決定については、理事会に委員会の審査結果報告書を提出し、承認を得て決定する。
- (2) 公表（発表）は、理事会終了後とし、公表後直ちに申請会社へ結果を通知する。

#### 9. 認定有効期間

A級継手溶接施工会社の認定期間は、認定会社が保有する優良鉄筋溶接会社の認定期間とする。

#### 10. A級継手溶接施工会社の履行義務

認定されたA級継手溶接施工会社は、鉄筋溶接継手工法認定実施細則 13. に定める責務を履行しなければならない。

#### 11. 認定内容の変更

A級継手溶接施工会社は、認定時点の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更事項等についての委員会に対して変更申請手続き（書式自由）を行わなければならない。

#### 12. 認定範囲及び帰属

理事会の承認を受けた申請会社をA級継手溶接施工会社として認定し、その認定範囲は、当該認定会社（又は事業所）とする。

#### 13. 認定書

規定 12. 各項の定めにより、A級継手溶接施工会社認定書（以下、「認定書」という）を発行する。なお、認定書には次の事項を記載する。

- (1) 認定書
- (2) 法人名及び事業所名
- (3) 鉄筋溶接工法名称
- (4) 法人名及び事業所の所在地を都道府県より記載
- (5) 認定番号 JRJI-溶A-（登録番号）
- (6) 認定有効期限
- (7) 認定評価基準

#### 14. 認定の取消しと認定書の失効

- (1) 規則第 15 条に定めるものに抵触する場合は、認定を取り消し、当該会社へその旨を通知する。

＜日本鉄筋継手協会優良事業者認定制度規則 第 15 条抜粋＞

第 15 条 協会は次の事項に該当する場合、認定を取り消し、当該事業者に対して

その旨を通知すると共に、第 14 条第 2 項に準じて公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
  - (2) 認定要件が満足できない場合
  - (3) 協会の名誉を傷つける事由が発生した場合
  - (4) その他、国の定める法令等に違反した場合
- (2) 規定 13. の定めにより、認定した有効期間に係わらず認定書を失効とする。
- (3) 規定 14. の定めにより、認定書の失効が決定した場合は、速やかに現有する認定書を協会へ返還しなければならない。

15. 異議申立て

- (1) 委員会は、規定 15. に基づく異議申立てを受け付け、受理し、速やかに委員会を開催して、その対応にあたることとする。
- (2) 委員会は、異議申立て者又は法人へ審議結果を通知する。
- (3) 異議申立ては、1 案件に関して 1 回を限度として受け付ける。

16. 申請料、審査料及び認定料

新規及び更新における申請料、審査料及び認定料は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表による。

<料金納付についての注意事項>

- ※申請料、審査料は、申請時点で同時に支払う。
- ※認定料は、認定の通知が届いた時点で速やかに支払う。
- ※申請料、審査料は、認定に至らなかった場合でも返却しない。
- ※審査料以外に、申請者の事由により審査を担当する委員の増員等の費用が発生した場合は、申請会社の負担とする。

17. 本実施細則の改正又は廃止

本実施細則の改正又は廃止は、委員会が発議し、理事会の議決による。

附 則

1. 本実施細則の施行は、平成 22 年 7 月 22 日とする。

<別添資料>

溶 A - 様式 - 01

溶 A - 様式 - 02

<以下、空白>